

議案第15号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市介護保険条例（平成18年かすみがうら市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「31,200円」を「30,500円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「46,800円」を「46,000円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「46,800円」を「46,300円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「56,100円」を「60,400円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に、「62,400円」を「67,200円」に改め、同項第6号から第11号までを次のように改める。

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 80,600円

- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 87,300円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 100,800円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 114,200円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 127,600円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 141,100円

第4条第1項に次の2号を加える。

- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 154,500円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 161,200円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,720円」を「19,150円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,720円」を「19,150円」に、「31,200円」を「32,590円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,720円」を「19,150円」に、「43,680円」を「46,030円」に改める。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は」を「、」に改め、「第9号ロ」の次に「、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」を加え、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「同項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第4条及び第6条第3項の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。